

「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査業務委託」 プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査業務委託」の委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定める。

2 応募資格

次に挙げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 計画策定、調査研究等を業として行う法人であること。
- (3) 過去5年間に、国・地方公共団体等に対する地域経済に関する調査、またはこれらの同種業務、類似業務の実績を有する者。
- (4) 今回の委託業務を実施するために、正・副計2人以上の担当者を配置することができる者。
- (5) 沖縄県内に本店、又は、支店を有する法人であること。県内に本店、又は、支店を有しない場合は、県内に本店又は支店を有する事業者と共同企業体を結成し参加すること。

※県内に営業所を有する法人については業務形態を確認し、応募資格の有無を判断する

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。

イ 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)及び(2)の要件を満たすものであること。

ウ 共同企業体を構成するどちらかの事業者が(3)の要件を満たすものであること。

エ 共同企業体を構成する事業者全体で(4)の要件を満たす者であること。

3 委託業務の内容

(1) 委託業務名

駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査業務委託

(2) 業務の概要

特記仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約の翌日から平成26年3月20日まで

(4) 成果品の体裁

A4版報告書(100部)

A4版概要版(100部)

成果のデジタル版(上記、データをCD等に収める)

4 企画提案書等の提出

(1) 提出物

ア. 応募申請書(様式1)

応募申請書は1部提出する

- イ. 参加資格誓約書(様式2)
- ウ. 共同企業体資格申請書(様式3) ※共同企業体の場合
- エ. 共同企業体協定書 ※共同企業体の場合
- オ. 企画提案書(送付書(様式5)も含む)
企画提案書の提出に当たっては、送付書(様式5)を1部添付すること。
企画提案書は全体で20頁以内とし、9部提出する。

①様式

A4判、縦書きを基本とし必要に応じてA4横書きを可とする。

カ. 応募説明書

応募説明書は企画提案書とは別綴りとし、9部提出する。

なお、記載事項は以下のとおり。

- ・ 会社概要(設立年月日、資本金、年商(過去5年間)、業務内容、組織図)
- ・ 職員の状況(研究員の人数・資格等)
- ・ 過去5年間の類似調査の実績と内容
- ・ 今回業務の執行体制(役割、担当者名、所属、実務経験年数、保有資格)
- ・ 費用内訳書(各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記し提出する。ただし平成25年度契約上限額は消費税込みで5,300,000円とする。)
- ・ 送付書には押印をすること(共同企業体の場合、構成員全て押印をすること)

注：費用については、有識者との意見交換会等、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(2) 提出期限

ア. 応募申請書(様式1)及び参加資格誓約書(様式2)

【共同企業体の場合】共同企業体資格申請書(様式3)、共同企業体協定書
平成25年11月19日(火)17:00(郵送又はFAX)

イ. 送付書(様式4)、企画提案書及び応募説明書

平成25年11月25日(月)17:00(持参するか郵送で9部提出)

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県企画部企画調整課跡地利用対策班 担当: 當山、安里

電話098-866-2108 FAX098-866-2351

E-mail: touyakyt@pref.okinawa.lg.jp

(問い合わせ等については、FAXかE-mailとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。)

5 企画提案書の選定方法等

(1) 選定方法

提出された企画提案書については、駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査業務委託企画提案書選定委員会を設置し、以下の視点で審査を行い、最も優れた企画提案書を選定する。

- ・調査方法の的確性
- ・提案者の業務実績・執行体制
- ・その他

なお、審査項目及び点数配分については、後日、応募者に対し通知する。

(2) 企画提案書の審査方法について

審査にあたっては、プレゼンテーションを実施することとし、応募者に対してあらかじめ開催日時等を通知する。

なお、応募者多数の場合は書類審査により5者程度を選考し、プレゼンテーションを実施する。

(3) 結果の通知

審査結果については、企画調整課から応募者に対して通知する。

6 委託契約

(1) 最も優れた企画提案書を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県は、原則として、第一位入選者と委託内容について協議を行い、それぞれ委託契約を行う。

ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。

7 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書等について、後日、沖縄県から疑義照会を行う場合がある。
- (3) 提出書類の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等については公表しない。
- (5) 審査内容及び審査経過については公表しない。